

公益財団法人鳥取県農業農村担い手育成機構定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人鳥取県農業農村担い手育成機構と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を鳥取県鳥取市に置く。

2 この法人は、理事会の決議を経て、必要な地に従たる事務所を置くことができる。これを変更又は廃止する場合も同様とする。

(目的)

第3条 この法人は、次代の本県農業農村の担い手を育成確保するために、県、市町村、農業委員会系統組織、農業団体と連携しながら、就農希望者の相談対応と研修を通じて新規就農者の育成を図るとともに、農地中間管理事業によって担い手への農地の利用集積を図り、担い手の育成と遊休農地の発生防止及び再生に寄与すること及び、国営造成された中海干拓農地を営農拡大農家に対して販売及び貸付けを行い、干拓地営農の発展に寄与することを目的とする。

(公益目的事業)

第4条 この法人は、前条の公益目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 農業農村の担い手等の確保育成に関する事業
- (2) 農地中間管理に関する事業
- (3) 中海干拓農地利活用促進に関する事業
- (4) その他公益目的を達成するために必要な事業

2 前項各号の事業については、鳥取県の区域において行うものとする。

(事業年度)

第5条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(規律)

第6条 この法人は、理事会が別に定める倫理規程の理念と規範に則り、事業を公正かつ適正に運営し、第3条に掲げる公益目的の達成と社会的信用の維持・向上に努めるものとする。

第2章 資産及び会計

(財産の種類)

第7条 この法人の財産は、基本財産、特定資産及びその他の財産の3種類とする。

2 基本財産は、次の各号をもって構成する。

- (1) この法人が公益財団法人への移行の登記をした日の前日の財産目録中、基本財産として記載された財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
- (3) 理事会の承認を経た上で、評議員会の決議により基本財産に繰り入れることを決議した財産

3 基本財産以外で、寄附者の指定又は理事会の承認を経た上で、評議員会の決議により用途を特定の目的に制約した財産は、特定資産として管理する。

4 その他の財産は、基本財産及び特定資産以外の財産とする。

(基本財産の維持及び処分)

第8条 基本財産についてこの法人は、適正な維持及び管理に努めるものとする。

2 やむを得ない理由により基本財産の一部を処分又は担保に供する場合には、理事会の決定に基づき、評議員会の決議を得なければならない。

3 前項の理事会の決定及び評議員会の決議は、それぞれ理事及び評議員の現在数の4分の3に当たる多数をもって行う。

(財産の管理・運用)

第9条 この法人の財産の管理及び運用は、理事長が行うものとし、その方法は理事会の承認を経た上で、評議員会の決議により別に定める。

(事業計画及び収支予算)

第10条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けるとともに、そのうち事業計画書及び収支予算書については、農地中間管理事業の推進に関する法律（以下「農地中間管理事業法」という。）の定めにより鳥取県知事の認可を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに行政庁に提出しなければならない。
- 3 第1項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、公表しなければならない。

(事業報告及び決算)

第11条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類は、定時評議員会に提出し承認を受けなければならない。
 - 3 第1項の書類については、毎事業年度の終了後3箇月以内に行政庁に提出し、農地中間管理事業法の定めにより、農地中間管理事業評価委員会（以下「評価委員会」という。）の意見を付して、鳥取県知事に提出するとともに、これらを公表しなければならない。
 - 4 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
 - (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
 - (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類
 - 5 この法人は、第2項の定時評議員会の終結後直ちに、法令の定めるところにより、貸借対照表を公告するものとする。

(公益目的取得財産残額の算定)

第12条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第4項第4号の書類に記載するものとする。

(長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受け)

第13条 この法人が長期借入（返済期限が1年以上の借入をいう。）を行う場合には、理事会の決定に基づき、評議員会の承認を受けなければ借入れることができない。

- 2 前項の理事会の決定及び評議員会の承認は、それぞれ理事及び評議員の現在数の4分の3以上の決議により行う。
- 3 この法人が重要な財産（基本財産を除く。）の処分又は譲受けを行おうとするときも、前項と同じ決議を経なければならない。

(会計原則等)

第14条 この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。

- 2 この法人の会計処理に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第3章 評議員

(定数)

第15条 この法人に、評議員3名以上8名以内を置く。

2 評議員のうち、1名を評議員会長とする。

(選任及び解任)

第16条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）第179条から第195条までの規定に従い、評議員会の決議により行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからへまでに該当する評議員の合計数が評議員の3分の1を超えないものであること。

イ その評議員及びその配偶者又は三親等以内の親族

ロ その評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ その評議員の使用人

ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、その評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

へ ロからニまでに掲げる者の三親等内の親族であって、これらの者と生計を一つにするもの

(2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニまでに該当する評議員の合計数の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

ニ 次の団体において職員である者（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）

① 国の機関

② 地方公共団体

③ 独立行政法人通則第2条第1項に規定する独立行政法人

④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人

⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人

⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の許可を要する法人をいう。）

3 評議員会長は、評議員会において選任する。

4 評議員は、この法人の理事又は監事若しくは使用人を兼ねることができない。

5 評議員に異動があつたときは、2週間以内に登記し、登記事項証明書等を添え、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

(権限)

第17条 評議員は、評議員会を構成し、第20条第2項に規定する事項の決議に参画するほか、法令に定めるその他の権限を行使する。

(任期)

第18条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 任期満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員が辞任又は任期満了で退任することにより、第15条第1項に定める定数に足りなくなるときは、当該評議員は、辞任又は任期満了により退任した後も、新たに選任された者が就任するまでは、なお評議員としての権利義務を有する。

(報酬等)

- 第 19 条 評議員には、その職務執行の対価として毎年総額 30 万円を超えない範囲で評議員会において別に定める報酬等の額及び支給の基準に従って算出した額の報酬を支給することができる。
- 2 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
 - 3 前 2 項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程による。

第 4 章 評議員会

(構成及び権限)

- 第 20 条 評議員会は、すべての評議員をもって組織する。
- 2 評議員会は、次の事項を決議する。
 - (1) 役員の選任及び解任
 - (2) 役員及び評議員の報酬等並びに費用の額及び支給の基準
 - (3) 定款の変更
 - (4) 各事業年度の事業計画、収支予算、資金計画、事業報告及び収支決算の承認
 - (5) 長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受けの承認
 - (6) 公益目的財産取得残額の贈与及び残余財産の処分
 - (7) 合併、事業の全部若しくは一部の譲渡又は公益目的事業の全部の廃止
 - (8) 前各号に定めるもののほか、一般社団・財団法人法に規定する事項及びこの定款に定める事項
 - 3 前項の規定にかかわらず、個々の評議員会においては、第 23 条第 1 項の書面に記載した評議員会の目的である事項以外の事項は、決議することはできない。

(種類及び開催)

- 第 21 条 評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会の 2 種とする。
- 2 定時評議員会は、毎年 1 回、毎事業年度終了後 3 箇月以内に開催する。
 - 3 臨時評議員会は、必要がある場合には、いつでも開催することができる。

(招集)

- 第 22 条 評議員会は、理事会の決議に基づき、理事長が招集する。
- 2 前項の規定にかかわらず、評議員は理事に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
 - 3 前項による請求があったときは、理事長は遅滞なく評議員会を招集しなければならない。
 - 4 第 2 項の請求をした評議員は、次の場合には、裁判所の許可を得て、評議員会を招集することができる。
 - (1) 請求後遅滞なく招集の手続が行われない場合。
 - (2) 請求があった日から 6 週間以内の日を評議員会の日とする招集の通知が発せられない場合。

(招集の通知)

- 第 23 条 理事長は、評議員会の開催日の 5 日前までに、評議員に対して、会議の日時、場所及び目的である事項を記載した書面をもって招集の通知を発しなければならない。
- 2 前項にかかわらず、評議員全員の同意があるときには、招集の手続きを経ることなく、評議員会を開催することができる。

(議長)

- 第 24 条 評議員会の議長は、評議員会長がこれに当たることとし、評議員会長が欠席の場合は出席した評議員の中から選出する。

(定足数)

- 第 25 条 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

- 第 26 条 評議員会の議事は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出

席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の4分の3以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 役員及び評議員の報酬等並びに費用の額及び支給の基準
- (3) 定款の変更
- (4) 長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受け
- (5) その他法令又はこの定款で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第31条第1項に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

第27条 理事が、評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第28条 理事が評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第29条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名がこれに押印しなければならない。

(評議員会運営規則)

第30条 評議員会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、評議員会において定める評議員会運営規則による。

第5章 役員等

(種類及び定数)

第31条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上8名以内
- (2) 監事 1名以上2名以内

2 理事のうち、1名を代表理事とし、3名以内を一般社団・財団法人法第197条において準用する一般社団・財団法人法第91条第1項第2号に規定する業務執行理事とすることができる。

(選任等)

第32条 理事及び監事は評議員会の決議によって各々選任し、農地中間管理事業法の定めにより鳥取県知事の認可を受け決定する。

- 2 代表理事及び業務執行理事は、理事会において選定する。
- 3 前項で選定された代表理事は、理事長に就任する。
- 4 理事会は、その決議によって、第2項で選定された業務執行理事より副理事長、専務理事及び常務理事各1名を選定することができる。
- 5 監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねることができない。
- 6 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は三親等内の親族その他法令で定める特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。
- 7 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密な関係にあるものとして法令で定める者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。
- 8 理事又は監事に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記事項証明書等を添え、遅滞なく

その旨を行政庁に届け出なければならない。

(理事の職務・権限)

第 33 条 理事は、理事会を構成し、この定款に定めるところにより、この法人の業務の執行の決定に参画する。

- 2 理事長は、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、この法人の業務を執行する。また、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、その業務執行に係る職務を代行する。
- 4 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、この法人の業務を執行する。また、理事長及び副理事長に事故があるとき、又は理事長及び副理事長が欠けたときは、理事長の業務執行に係る職務を代行する。
- 5 常務理事は、この法人の業務を分担執行する。また、専務理事に事故あるとき、又は欠けたときは、常務理事がその職務を代行する。
- 6 理事長、副理事長、専務理事及び常務理事の権限は、理事会が別に定める職務権限規程による。
- 7 理事長、副理事長、専務理事及び常務理事は、毎事業年度毎に 4 箇月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務・権限)

第 34 条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること。
- (2) この法人の業務及び財産の状況を調査し、並びに各事業年度に係る第 11 条第 1 項第 1 号から第 6 号に規定する決算書類及び事業報告等を監査すること。
- (3) 評議員会及び理事会に出席し、意見を述べること。
- (4) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを評議員会及び理事会に報告すること。
- (5) 前号の報告をするため必要があるときは、理事長に理事会の招集を請求すること。ただし、その請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること。
- (6) 理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告すること。
- (7) 理事がこの法人の目的の範囲外の行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること。
- (8) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

(任期)

第 35 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 役員が辞任又は任期満了で退任することにより、第 31 条第 1 項で定めた役員の員数が欠けた場合には、当該役員は、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、なお役員としての権利義務を有する。

(解任)

第 36 条 役員が次の一に該当するときは、評議員会で決議し、農地中間管理事業法の定めにより鳥取県知事の認可を受け解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、議決に加わることのできる評議員の 4 分の 3 以上の決議に基づいて行わなければならない。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないと認められるとき。
- (3) 農地中間管理事業法の定めにより、鳥取県知事が役員を解任すべきことを命じたとき。

(報酬等)

- 第 37 条 役員には、その職務執行の対価として評議員会で定める報酬等の額及び支給の基準に従って算出した額の報酬を支給することができる。その額については、評議員会の決議により別に定める。
- 2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
 - 3 前 2 項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程による。

(取引の制限)

- 第 38 条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。
- (1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引
 - (2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引
 - (3) この法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引
- 2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。
 - 3 前 2 項の取扱いについては、第 50 条に定める理事会運営規則によるものとする。

(責任の免除又は限定)

- 第 39 条 この法人は、役員的一般社団・財団法人法第 198 条において準用する一般社団・財団法人法第 111 条第 1 項に規定する賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。
- 2 この法人は、外部役員との間で、前項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を、理事会の決議によって、締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、金 10 万円以上で予め定めた額と法令の定める最低限度額とのいずれか高い額とする。

第 6 章 理事会

(設置)

- 第 40 条 この法人に理事会を設置する。
- 2 理事会は、すべての理事で組織する。

(権限)

- 第 41 条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。
- (1) 評議員会の日時及び場所並びに目的である事項等の決定
 - (2) 規則の制定、変更及び廃止
 - (3) 前二号に定めるもののほか、この法人の業務執行の決定
 - (4) 理事の職務の執行の監督
 - (5) 理事長、副理事長、専務理事及び常務理事の選定及び解職
- 2 理事会は次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。
 - (1) 重要な財産の処分及び譲受け
 - (2) 多額の借財
 - (3) 重要な使用人の選任及び解任
 - (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
 - (5) 内部管理体制（理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他この法人の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制をいう。）の整備
 - (6) 第 39 条第 1 項の責任の免除及び同条第 2 項の責任限定契約の締結

(種類及び開催)

- 第 42 条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の 2 種類とする。
- 2 通常理事会は、毎事業年度 2 回開催する。
 - 3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 理事長が必要と認めたとき。

- (2) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって理事長に招集の請求があったとき。
- (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
- (4) 第34条第5号の規定により、監事から理事長に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

(招集)

第43条 理事会は、前条第3項第3号及び第4号に規定する場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき、又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
- 3 前条第3項第3号による場合は理事が、同条第3項第4号後段による場合は監事が、理事会を招集する。
- 4 理事長は、前条第3項第2号又は第4号前段に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会を招集しなければならない。
- 5 理事会を招集するときは、会議の日時、場所及び目的である事項を記載した書面をもって、開催日の5日前までに、各理事及び各監事に対して通知しなければならない。
- 6 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第44条 理事会の議長は、理事長がこれに当たることとし、欠席の場合は出席した理事の中から選出する。

(定足数)

第45条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(決議)

- 第46条** 理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、議決に加わることのできる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは議長の裁決するところによる。
- 2 前項の場合において、議長は、理事会の決議に、理事として議決に加わることはできない。

(決議の省略)

第47条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意志表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

- 第48条** 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。
- 2 前項の規定は、第33条第6項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第49条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した理事長及び監事は、これに記名押印しなければならない。

(理事会運営規則)

第50条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款によるもののほか、理事会において定める理事会運営規則による。

第7章 定款の変更、合併及び解散等

(定款の変更)

第 51 条 この定款は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の 4 分の 3 以上の決議を経て変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第 3 条、第 4 条及び第 16 条についても適用する。

3 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「公益認定法」という。）第 13 条第 1 項第 3 号に該当する場合は、遅滞なく、その旨を行政庁に届け出なければならない。

（合併等）

第 52 条 この法人は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の 4 分の 3 の決議により、他の一般社団・財団法人法上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡及び公益目的事業の全部の廃止をすることができる。

2 前項の行為をしようとするときは、あらかじめその旨を行政庁に届け出なければならない。

（解散）

第 53 条 この法人は、一般社団・財団法人法第 202 条第 1 項から第 3 項までに規定する事由により解散する。

（公益目的取得財産残額の贈与）

第 54 条 この法人が、公益認定の取消しの処分を受けた場合、又は合併により消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）において、公益認定法第 30 条第 2 項に規定する公益目的取得財産残額があるときは、これに相当する額の財産を 1 箇月以内に、評議員会の決議により類似の事業を目的とする他の公益法人、国若しくは地方公共団体又は公益認定法第 5 条第 17 号に掲げる法人に贈与するものとする。

（残余財産の処分）

第 55 条 この法人が解散等により清算するとき有する残余財産は、評議員会の決議により類似の事業を目的とする他の公益法人、国若しくは地方公共団体又は公益認定法第 5 条第 17 号に掲げる法人に贈与するものとする。

第 8 章 委員会

（委員会）

第 56 条 この法人に、農地中間管理事業法に定める評価委員会を設置する。

2 評価委員会は、農地中間管理事業の実施状況を評価し、これに関し必要と認める意見を理事長に述べることができる。

3 評価委員会の委員は、農地中間管理事業に関し客観的かつ中立公正な判断をすることができる者のうちから、鳥取県知事の許可を受けて理事長が任命する。

4 評価委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、農地中間管理事業法の定めに従い、理事会の決議により別に定める評価委員会規程による。

第 9 章 事務局

（設置等）

第 57 条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長及び重要な職員は、理事長が理事会の承認を得て任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

（備付け帳簿及び書類）

第 58 条 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかななければならない。

(1) 定款

(2) 理事、監事及び評議員の名簿

(3) 定款に定める機関（理事会及び評議員会）の議事に関する書類

(4) 財産目録

(5) 役員等の報酬規程

- (6) 事業計画書及び収支予算書
 - (7) 事業報告書及び計算書類等
 - (8) 監査報告書
 - (9) その他法令で定める帳簿及び書類
- 2 前項各号の帳簿及び書類等の閲覧については、法令の定めによるほか、第 60 条第 2 項に定める情報公開に係る規程によるものとする。

第 10 章 会員

(会員)

- 第 59 条 この法人の主旨に賛同し、後援する個人又は団体を会員とする会員制度を設けることができる。
- 2 会員に関する必要な事項は、理事会の決議を経て評議員会の承認により、別に定める。

第 11 章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

- 第 60 条 この法人は、公正で開かれた活動をするため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。
- 2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(個人情報の保護)

- 第 61 条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。
- 2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第 12 章 公告の方法

(公告の方法)

- 第 62 条 この法人の公告は、電子公告により行う。
- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告によることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第 13 章 補則

(委任)

- 第 63 条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 整備法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記及び公益法人の設立の登記を行ったときは、これらの登記を行った日が 4 月 1 日である場合を除き、第 5 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を当該日の属する事業年度（以下「旧事業年度」という。）の末日とし、設立の登記の日を旧事業年度の翌事業年度の開始の日とする。
- 3 この法人の最初の理事長は上場重俊とする。

附 則

- 1 この定款の変更は、この法人が都道府県知事から農地中間管理機構の指定を受けた日、又は行政庁からこの変更に係る認定の変更を受けた日のいずれか遅い日から施行する。
- 2 理事の定数を「3 名以上 8 名以内」に変更する条項は平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 評議員の定数を「3名以上8名以内」に変更する条項は平成27年6月24日から施行する。

附 則

- 1 農地中間管理事業法の定めにより鳥取県知事の認可を受けなければならない書類を事業計画書、収支予算書とし業務執行理事に専務理事を加えるとともにそれに伴う所要の改正は、評議員会の決議のあった日（平成29年3月29日）から施行する。